松戸市保有文書量調査及び削減に向けた手法検討支援業務委託に関するプロポーザル実施要領

１．業務の目的

本市では、国の動向及び松戸市行政デジタル化ビジョン第二版に沿って、市民の利便性の向上、業務効率化の追求、データの資源化と最大活用、安全・安心を前提としたデジタル化の追求、人にやさしいデジタル化を全庁的に推進しております。特に、紙が前提となっている従来型の働き方を、ペーパレス化により見直すことで、柔軟で効率の高い業務環境づくりを推進すべきと考えます。

併せて、仮庁舎への移転や新庁舎の建設を見据え、来庁者が使いやすく、職員が働きやすく、かつ経済的で効率的な執務環境の整備を目指します。

柔軟で効率の高い業務環境の構築や、文書保存スペースの合理化のためには、紙文書量の削減は不可欠であり、本業務は、対象となる所属が保管する文書の総量及び性質を把握し、削減するために有効と考えられる手法と、当該所属ごとに適正と考えられる文書の削減量の割り当て案を作成することで、保有紙文書を削減し、新たな業務環境の構築を推進することを目的とします。

２．業務概要

（1）業務場所　　松戸市指定の場所
（2）業務内容　　別紙『松戸市保有文書量調査及び削減に向けた手法検討支援業務委託仕様書』による
（3）業務履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

３．プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

４．プロポーザル方式の方法及び理由

競争性・公平性の観点から広く提案を受ける必要があり、公募型とする。

５．事業スケジュール

（1）公募開始	令和８年１月２８日（水）
（2）質問書の締切	令和８年２月４日（水）
（3）質問書に対する回答	令和８年２月１３日（金）
（4）参加申込書受付締切	令和８年２月１８日（水）
（5）参加資格確認結果通知	令和８年２月２７日（金）
（6）提案書等の提出締切	令和８年３月１３日（金）
（7）プレゼンテーション	令和８年３月２５日（水）
（8）審査結果通知	令和８年３月３０日（月）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

６．参加資格・参加申し込み方法等

（1）本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

ア　電子交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積り合わせの日）前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

オ　事業協同組合等が参加申込みをする場合であって、その組合等の構成員になっている者

カ　参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

②本市において競争入札参加資格を有している者。または、以下の書類（写し可）を提出する者。

ア　履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの））

イ　印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
ウ　直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
エ　納税証明書
・国税
「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）」
（発行後 3 ヶ月以内のもの）
・県税
「千葉県税の完納証明書（納税証明書その２）」
※千葉県内に事業所を有する場合に提出
（発行後 3 ヶ月以内のもの）
・市税
「法人市民税（事業年度過去２年度分）」
「固定資産税（償却資産税を含む過去２年度分）」
※市内に事業所を有する場合に提出
（発行後 3 ヶ月以内のもの）

③国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
④参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
⑤過去３年以内に、官公庁（地方公共団体においては同規模（人口２０万人以上））に対し、類似の業務（保有文書の性質調査や電子化に係る委託業務など）を複数回受託した実績があること。
⑥個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている者であること。
⑦本件仕様書記載のセキュリティ要件の電子化作業施設を有すること。
⑧情報セキュリティに関する資格（ISO27001(ISMS 認証取得)など）を取得していること。

(2) 参加申し込み方法

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

①提出様式（押印不要）
ア　参加申込書（様式１）
イ　事業者概要（様式２）
ウ　業務実績書（様式３）

過去３年以内に元請けとして契約し、既に完了した業務について記載すること。

エ　現受託業務概要（様式４）

令和８年１月１日時点で受託している業務について記載すること。

オ　参加資格確認書（様式５）

（注）提出された書類の修正又は変更は認められない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出された参加申込書等は無効とする。

なお、提出書類の返却は行わない。

②提出期限　　令和８年２月１８日（水）午後５時まで

③提出先　　松戸市役所　総務部行政経営課

住　所：271-8588　松戸市根本３８７番地の５

電　話：047-366-7311

④提出部数　　各１部

⑤提出方法　　以下の方法にて提出すること。

ア　持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時００分までに松戸市役所新館４階総務部行政経営課に持参すること。

なお、持参する際は、予め提出日時を連絡すること。

イ　郵送

提出期限までに必着とする。なお、郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。

ウ　電子メール

送付先：mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

(3) 参加申込の承認について

参加申込の承認結果については、令和８年２月２７日(金)に通知する。

７．提案限度額

金 17,820,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

８．評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評

価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

(1)企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。

ア　業務実績

イ　業務実施体制

ウ　企画提案の内容

エ　見積価格

(2)企画提案書等の評価

ア　評価基準　　【別表】のとおりとする。

イ　順位の決定　各委員の評価点数の平均の高い順に順位付けを行う。この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。

(3)選定の条件

各委員の評価点数の平均が６０点以上であること。なお、条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公募する。

９．提案方法等

(1) 質問

①質問方法　質問書（様式６）に記載の上、電子メールで事務局あてに送付すること

mail：mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加事業者数・参加事業者名・評価委員 等）は受付けない

②質問期間　令和８年１月２８日（水）から令和８年２月４日（水）まで

(2) 質問への回答

①回答方法　松戸市ホームページ上に掲載する

②回答日　　令和８年２月１３日（金）

(3) 提出書類の提出

①提出書類（押印不要）

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

ア　企画提案書（様式７）

イ　企画提案（様式７を表紙とし、Ａ４版で３０頁以内の様式自由とする。）

仕様書や別表の評価基準をもとに、松戸市の現状に合った企画提案を作成すること。

※提出を受けた企画提案書等は、公文書として、原則開示請求の対象となりますが、松戸市情報公開条例（平成１３年松戸市条例第３０号）第７条各号に該当する場合は、一部開示又は非開示とします。
同条例第７条各号に該当すると思われる部分については、あらかじめ明記を願います。
（明記の例）「部外秘」
【参考】
同条例第７条第３号（法人情報）ア
公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。（事業者の保有する生産技術又は営業上の情報等）

ウ　見積書
Ａ４版縦で様式自由とする。ただし、仕様書に記載した業務ごとの経費についても記載すること。

②提出方法　持参、郵送または電子メール
③提出先　　松戸市役所　総務部行政経営課
住　所：271-8588　松戸市根本３８７番地の５
メール：mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp
④提出期限　令和８年３月１３日（金）

(4) プレゼンテーション
①出席者　　１者３名以内とする。
②実施時間　１者２０分以内とする（質疑応答は別途１０分）。
ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。
③実施者　　本業務を受託した際に担当する業務実施責任者または業務実施担当者が行うこと。
④実施内容　資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。
⑤貸出物品　机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意するこ

と。

⑥その他　提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

10. 選考結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者に対し、提案書表紙（様式７）に記載された担当者の電子メール宛てに令和８年３月３０日（月）以降に通知する。

また、松戸市のホームページにも選考結果を公表する。なお、選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

11. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③提案限度額を超えた見積を提出した場合

④正当な理由無く、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

⑤この要領に定める手続き以外の方法により本市の職員等に本プロポーザルに対する援助を求めた場合　など

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を速やかに提出すること。なお、様式については任意とする。

13. その他留意事項

①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。

②本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。

③本選考は、令和８年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。令和８年松戸市議会３月定例会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を実施しないことがあるので、留意すること。

④受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と１者随意契約

を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

⑤参加事業者が 1 者であっても、評価を行い受託候補者の選考を実施する。なお、選定の条件を満たさない場合には、受託候補者とならない。

⑥本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

14. 事務局

松戸市役所　総務部行政経営課　　担当者　大貫
電話　　０４７－３６６－７３１１
Fax　　０４７－３６４－６９１９
Mail　mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和８年１月２８日から施行する。

（失効日）

この要領は、令和９年３月３１日をもってその効力を失う。

【別表】

評 価 基 準

評価項目	評価の着眼点	配点 （100点満点）
業務実績	同様の業務を受託した実績は十分にあるか。 ◇受託時期、件数、委託元の規模等	１０
業務実施体制	本業務を実施するための人員、体制は妥当であるか。 ◇主担当者及び補助者の経歴・実績は十分にあるか。 ◇スケジュールどおりに無理なく円滑に進められる体制が取れているか。	１０
企画提案の内容	保有文書量調査について 仕様書５（４）保有文書量及び性質調査において、円滑に実施するための工夫、考え方が示されているか ◇効率的な調査方法 ◇各所属職員への支援 ◇調査結果の精査	１５
	保有文書量削減に向けた手法検討について 仕様書５（５）保有文書量削減に向けた手法検討・実現に向けた助言等 ◇文書量削減手法に係る効果的な提案 ◇電子化に関して、付随して対応が必要となる項目への対応策 ◇想定される課題や必要事項の整理の具体性 ◇提案の実現可能性 ◇提案後の文書量削減までのサポート	２０
	仕様書５（６）事務処理のペーパレス化に向けた本市職員への啓発支援 ◇職員へのペーパレス化推進の啓発策の具体性	５
	文書の電子化について 仕様書５（７）電子化対象文書の選定 ◇選定方法の具体性	２０

	◇本市の状況への対応策の具体性	
	文書の電子化について 仕様書５（１０）対象文書の電子化に係る事前処理及び電子化作業 ◇①～⑪への対応	
	文書の電子化について 仕様書５（１１）ＯＣＲ処理から納品 ◇①～⑧への対応	
	文書の電子化について 仕様書５（１２）セキュリティ要件 その他、情報セキュリティに関する資格等	
	取組に伴う問い合わせ対応等、十分なサポートが構築されているか	５
	仕様書にない有益かつ実施可能な独自提案がなされているか	５
見積価格	最低見積事業者の価格/見積価格×配点 （少数点以下切り捨て）	１０